

協議会 だより

Vol.31
2020.03.18



フルル

みなさんこんにちは！
今年度もあとわずかです。今、世の中は、新型コロナウイルスの蔓延防止に必死に取り組んでいるところです。私たちも各自が気をつけて拡大防止に取り組みましょう。多面的機能支払交付金事業についても、国より多数での作業を自粛するよう連絡がありましたので、お知らせします。



スイト

★新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる総会等の取扱いについて

多面的機能支払交付金の対象組織にあつては、これから年度末にかけて、組織の規約に従い「総会または運営委員会を開催し、各種議決等を行う」予定と思います。

しかしながら、皆様もご存知のとおり、日本各地で新型コロナウイルス感染症が拡大しつつあり、先般2月25日に、政府から感染症対策の基本方針が示され、3月13日には、新型コロナ法案が成立したところであります。

この過去に例を見ない緊急事態であることを踏まえ、「総会または運営委員会の開催・議決等」について、県または市町村の判断により、次の事項を認めることができるものとします。

1. 役員や構成員が参集する総会または運営委員会は行わず、「書面等（メール等も可）により開催・議決」が行われたものと見なすことができる。
※ただし、コロナウイルス感染にかかる今回の事態に限る。
2. 成立及び議決については、各組織の規約に定めた条件（過半数や2/3等）を満たしているか資料等を整理・保管し、確認ができるようにしておくこと。
3. 県または市町村にあつては、任意にその他事項を規定できるものとする。



ウイルス感染拡大防止にご協力ください。

集団での作業はやめましょう!!



※総会等に限らず、他の作業でも多数参加が見込まれるものは、自粛をお願いします。